

平成 16 年 12 月 27 日

指定管理者制度導入に伴う基本方針

平成 15 年 6 月、地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理について、地方自治体の出資法人等に限定して委託することが可能だったこれまでの「管理委託制度」が廃止され、地方自治体が指定する指定管理者に管理を代行させる「指定管理者制度」が導入された。

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、行政コストの削減等を図ることを目的とするものである。

今後、公の施設の公設民営については「指定管理者制度」が適用される。また、既に管理委託をしている公の施設については法施行後 3 年以内（平成 18 年 9 月まで）に指定管理者の指定等を行う必要がある。

「アウトソーシング基本方針」では、公の施設の管理について、「指定管理者制度」を活用することにより、コストの縮減を図りつつ、行政サービスの向上をめざすものとしている。

本基本方針は、指定管理者制度導入に伴う当面の方針について定めるものである。

1 指定手続関係

(1) 条例の制定等

各施設に共通する募集や申請、選定等の指定手続、個人情報の保護などを規定する江東区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 16 年 12 月江東区条例第 30 号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（平成 16 年 12 月江東区規則第 64 号。以下「規則」という。）を制定したところである。

施設を利用するに当たっての基本的条件（休館日、開館時間、利用許可の基準等）や業務の範囲等については、個別の施設設置条例を改正し、定めるものとする。

(2) 指定管理者の募集等

公の施設の指定管理者の候補者の選定に当たっては、募集することとしている（条例第 2 条）が、施設の性格又は目的等から特定の団体に管理を行わせる必要があるものについては、募集によらずに特定の法人等を指定管理者に選定することができることとした（条例第 6 条）。

なお、募集によらない選定は、合理的な理由がある場合に限定するものとし、選定委員会による評価を実施した後、指定議決を経るものとする。

募集は、区役所門前掲示板への掲示又は広報紙若しくはホームページへの掲載等必要な措置を講じるものとし、申請受付期間については、複数事業者の参入を阻害しないよう適切な期間を設定するものとする。

(3) 選定委員会

選定手続の公正性や透明性を確保するため、庁内に助役を委員長とする「指定管理者選定委員会」を設置する（規則第5条）。選定委員会は、指定管理者の募集に関すること、指定管理者の指定期間に関すること、指定管理者の選定に関することなどを所掌するものとする。

なお、選定手続には外部の専門知識を持った者等も加わることができるものとする。

また、選定基準については募集時に公示するものとし、選定過程や選定結果等についても、情報公開条例上非開示とされているものを除き、情報開示をするものとする。

選定手続については、別添の「江東区公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」による。

(4) 指定管理者の選定

指定管理者の選定に当たっては、複数の事業者から事業計画書を取り、最適な事業者を選定するのが望ましい。しかし、実際には、施設の設置目的や事業内容によって、指定管理者となりうる団体は異なるため、法人その他の団体から制限を設けずに募集し選定するもの、社会福祉法人等に限定して募集し選定するもの、特別の事由により随意に選定するものなどの方法が考えられる。

選定は、選定委員会において、次に掲げる選定基準に基づき総合的な評価を行い、区にとって最適な事業者を選定するものとする（条例第5条）。

〔選定基準〕

利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。

公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること。

その他区長等が必要と認める事項

上記の選定基準をもとに施設ごとに具体的な選定基準を設定する。

(5) 指定議決

指定管理者の候補者を選定後、議会の指定議決を受ける。議決事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間の3点とし、その他必要に応じて資料を添付するものとする。

(6) 指定期間

指定期間は、施設の態様に応じて定めることになる。指定期間は、指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを見直す機会を設けるものである。合理的な理由もなく長期間の指定を行うことは、公の施設の効果的かつ効率的な管理の観点から不適切であり、PFIにより施設建設を行い指定管理者となる場合など特別の事情がない限り5年とする（条例第3条）。なお、期間満了後、指定管理者の再指定を妨げるものではない。

(7) 兼業禁止規定の設置

指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経た上で地方公共団体に代って行うものであり、地方公共団体と指定管理者とが取引関係に立つものではなく、いわゆる「請負」には当たらないため、地方自治法上の長や議員等の兼業禁止規定は適用されない。しかしながら、指定管理者の選定は、公の施設の設置目的を効果的に達成する観点に立ち、公正になさなければならないことは当然であり、長や議員等の兼業を禁止するものとする（規則第3条）。

(8) 指定管理者の指定

指定管理者の議決があったときは指定管理者に指定するとともに、その旨を告示するものとする（条例第9条）。

指定管理者制度は新しい制度であり、制度の運用について法律の解釈に委ねられているところも多く、各自治体ともその実施について模索をしている状況である。したがって、今般、指定管理者を指定した施設については、制度の定着状況や他の自治体の動向等に留意して、指定期間の満了時に検証を行い、必要に応じて選定方法等の見直しを行っていくものとする。

2 管理の基準、業務の範囲等

(1) 施設の使用許可

指定管理者の行う管理業務の範囲は具体的に個別の施設設置条例で定めることになるが、使用許可を業務の範囲に含めるかどうかは、施設の設置目的等を勘案し、施設ごとに検討する。使用許可を業務の範囲に含める場合は個別の施設設置条例でその旨規定する。

(2) 利用料金制度

指定管理者制度においても、従前の管理委託制度の場合と同様に利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。当該利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、区の承認を経て指定管理者が定めるものとする。施設の設置目的や事務事業の内容によっては、管理者の自立的な経営努力を發揮しやすくするため、利用料金制度を採用するものとする。ただし、利用料金の設定に当たっては適正な利用料金となるよう留意する必要がある。

(3) 指定管理者の監督

区は、指定管理者に対して適切な管理監督を行うものとする。管理監督にあたっては、法律で定められている次のような手段により行うものとする。

区は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査をし、又は必要な指示をする。

指定管理者が区の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる。

(4) 第三者評価の実施

管理者の指定後は、適切な管理監督、評価によりサービス水準の維持に努める必要があり、施設ごとに第三者評価を実施するように努めるものとする。

(5) 個人情報保護

指定管理者が管理を通じて取得した個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止など個人情報の適切な管理をしなければならない。

指定管理者の業務に従事している者は、個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする（条例第14条）。

その他、個人情報保護のため、江東区個人情報保護条例を改正し、個人情報保護に関する必要規定が指定管理者にも適用になるようにするとともに、指定管理者の守秘義務違反に対する罰則規定を定めたので、指定管理者に周知するものとする。

なお、指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報が適切に保護されるように配慮するものとする。

(6) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後 30 日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、区長等に提出するものとする（条

例第 13 条)。

管理業務の実施状況 / 利用状況並びに利用拒否等の件数及び理由 / 利用料金の
収入実績 / 管理経費の収支状況 / その他区長が別に定める事項

(7) 協定の締結

区と指定管理者との間で締結する協定書には次に掲げる事項を盛り込むものとする(条例第 10 条)。

管理業務 / 指定期間 / 行政処分等の権限を含む業務の範囲 / 使用料の扱いを含む
金銭収受の条件 / 事業報告に関する事項 / 区が支払う管理費用に関する事項
/ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項 / 管理業務を行うに当たって
保有する個人情報の保護に関する事項 / 施設の維持管理の条件 / その他必要な
事項

3 今後のスケジュール

従前から管理委託制度を行っている公の施設については、3年間の経過措置期間
が設定されており、平成 18 年 9 月 1 日までに指定管理者制度に基づいた施設管理
を行うことが必要である。

この期限を考えると実際には、平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者に移行できる
よう、次のとおり必要な措置を行うものとする。

〔管理委託をしている施設の指定管理者への移行スケジュール〕

平成 17 年 2 月 (第 1 回定例会)	条例改正
平成 17 年 4 月 ~ 8 月	条例議決後、指定管理者の募集・選定
平成 17 年 9 月・11 月 (第 3 回 定例会あるいは第 4 回定例会)	指定管理者の議決
平成 17 年 10 月 ~ 3 月	議決後、協定の締結、詳細調整
平成 18 年 4 月 1 日	指定管理者による管理開始

別紙「指定管理者制度における手続の流れ」を参照のこと。